大分大学工学部予算委員会規程

平成１７年４月１日制定
平成１７年工学部規程第３２号

（目的及び設置）
第１条　大分大学工学部に，学部及び研究科（以下「学部等」という。）の予算に関する事項について審議等を行うため，大分大学工学部予算委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）
第２条　委員会は，大学の予算に関し連絡調整を行うとともに，次の各号に掲げる事項について審議する。
（１）　学部等の予算配分方針に関すること。
（２）　学部等の予算配分計画及び決算に関すること。
（３）　その他学部等の予算に係る重要事項に関すること。

（構成）
第３条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって構成する。
（１）　学部長
（２）　教育研究評議会評議員
（３）　学科長（副学科長を含む。以下同じ。）
（４）　教務委員長
（５）　学生生活委員長
（６）　研究委員長
（７）　広報委員長
（８）　事務長

（委員長）
第４条　委員会に委員長を置き，学部長をもって充てる。
２　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
３　委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

（会議）
第５条　委員会の会議は，第３条第３号の委員全員（代理出席を含む。）の出席を要し，かつ委員の４分の３以上の出席がなければ，議事を開くことができない。
２　委員会の議事は，出席した委員の４分の３以上の賛成をもって決する。

（会議の特例）
第６条　前条の規定にかかわらず，議長が，定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で，書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは，議事を開き，議決をすることができる。
２　前項の議事については，前条第２項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加したものとする。
３　第１項の場合において，議長は，当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

（代理出席）
第７条　委員が，やむを得ない事由により委員会に出席できないときは，あらかじめ委員長の承認を得て，当該委員が指名した代理の者を委員会に出席させることができる。

（委員以外の者の出席）
第８条　委員会が必要と認めたときは，委員以外の者を出席させ，意見を聴くことができる。

（事務）
第９条　委員会の事務は，理工学部事務部総務係において処理する。

（雑則）
第１０条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は委員会で定める。

附　則
この規程は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年工学部規程第９号）
この規程は，平成２６年６月４日から施行する。

附　則（平成２９年工学部規程第１７号）
この規程は，平成２９年４月１日から施行する。